

5章 避難所

1. 避難所はどのようなところか

障がい者が利用できる「避難所」には、一次避難所、二次避難所、福祉避難所があります。介護等が必要な場合には、介護者が配置される避難所もあります。

一次避難所

↓
近隣の小中学校の体育館等が指定されています。避難してくる人は障がい者だけではなく、近隣の被災住民も利用します。

障がいにより介助等が必要な方は、避難所で相談してください。必要に応じて二次避難所、福祉避難所を紹介します。

二次避難所

↓
市内の公共施設等が指定されています。一次避難場所で生活することが難しい障がい者等が優先または専用に利用できます。

施設の受け入れ体制が整い、二次避難所が開設された後は、自宅から直接誘導することもあります。

福祉避難所

福祉避難所は、綾瀬市と協定を結んでいる市内の民間施設等です。二次避難所での生活が困難で、常に介助等を必要とされる障がい者等の要援護者のために用意された「避難所」です。

施設の受け入れ体制が整い、福祉避難所が開設された後は、自宅から直接誘導することもあります。

2. 避難所利用の流れ

大地震発生時には、まず落ち着いて自分の身を守る行動をとりましょう。その後、家屋の倒壊等により、自分の家等での生活が困難な状況になった場合には、次のとおり、避難所に避難しましょう。

